町内会に関する条例検討委員会 提言内容について

● 条例検討の経過

委員会名	検討内容	報告書·提言書
さっぽろ地域コミュニティ検討委員会 H27年11月~H28年7月(6回)	広く地域コミュニティの活 性化策について検討	報告書(H28年8月) 「さっぽろの地域コミュニティ 〜出会い つながる 地域の絆〜」
町内会に関する条例検討委員会(今委員会) H30年1月~3月(4回)	コミュニティ検討委員会の 検討内容を踏まえて、「町 内会に関する条例」に含め るべき内容について検討	提言書(H30年3月) 「町内会に関する新たな条例の制定に 向けて」

I 委員構成 (五十音順、敬称略)

	氏名	3	
	五十嵐	秀 子	幌北連合町内会 副会長・女性部長
	川北	光 晴	公募委員
	木村	公 子	鉄西連合町内会 女性部副部長
	齋 藤	寛 子	公募委員
委員長	鈴木	克 典	北星学園大学 経済学部教授
副委員長	福 士	昭 夫	石山地区町内会連合会 会長
	町田	信一	公益社団法人北海道マンション管理組合連合会 事務局長

Ⅱ 会議の開催概要

▣	内容
第1回 平成30年1月17日(水)	・検討委員会の検討内容・想定スケジュール ・新条例が目指すべき方向性、新条例に入れるべき内容について意見交換
第2回 平成30年2月14日(水)	 町内会長アンケートの結果報告 (H29年12月-1/25実施)回答数1,374件、町内会に関する新たな条例について、「あったほうがよい」「どちらかといえばあったほうがい」が全体の78.6% 市民ワークショップの結果報告 (H30年1月27日実施)対象28人。町内会のあるべき姿、活性化の方策等についてワークショップを実施。新たな条例については、「あったほうがよい」「どちらかといえばあったほうがい」が全体の96.3% 新条例に入れるべき内容について意見交換
第3回 平成30年3月8日(木)	・提言内容について(前文・各条文・名称・条例イメージ案)意見交換
第4回 平成30年3月23日(金)	・提言内容について(前文・条文に入れるべき内容・名称・委員からの意 見) 意見交換、確認

条例によって活性化する範囲 今後のスケジュール(予定) 内容 時 期 自治基本条例 → 住民自治・まちづくり参加 条例素案の作成 ~平成30年夏 パブリックコメントの実施 平成30年夏 市民活動活性化 条例案の議会提案 平成30年度中 市民まちづくり 町内会活性化 < 活動促進条例 新たな条例

Ⅲ 条例に盛り込むべき事項(要旨)

以下のような考え方、基本的事項を盛り込むことが望ましいと考えます。

1 考え方

- ・「札幌市自治基本条例」「札幌市市民まちづくり活動促進条例」を基礎として、現場の目線で町内会の活性化に焦点をあてるものとする。
- ・理念を本条例に定め、具体の施策とあわせ一体的に町内会の活性化に資するものとする。
- ・条文は簡潔に、地域住民にわかりやすく届く表現を心掛ける。

2 基本的事項

(1)名 称

「町内会」が入った、わかりやすい名称とすること

(2)前 文

町内会の意義や役割、重要性をしっかり謳い、条例が目指すさっぽろの姿をわかりやすく表現し、理念や 市の姿勢を明らかにすること

(3)目 的

町内会の活性化に際しての基本理念や市の責務等を定めることにより、町内会の活動を促進し、安全安心で暮らしやすく、いきいきとした地域コミュニティの実現に寄与すること

(4)定 義

町内会は「良好な地域社会の維持・形成を目的として、地縁に基づいて形成された町内会、自治会などの団体」

(5)基本理念

- ・地域住民が相互に協力しながら自主的に町内会の活動が行われるようにすること
- ・地域住民がお互いに歩みよりながら様々な価値観や自主性を尊重すること

(6)様々な主体の役割

町内会の役割

- ・地域住民の自発的な加入を促進するよう努めること
- ・地域住民が世代や性別を問わず参加や協力をしやすいものとなるよう努めること
- ・運営の透明性の向上を図り、地域住民に対しその内容が分かりやすいものとなるよう努めること
- ・他の町内会をはじめとして、地域で活動するNPOや事業者などを含めた他の団体との連携を深めること

市の責務

- ・地域住民の自発的な町内会への加入や、町内会の自主的な設立に関して、必要な支援を行うこと
- ・町内会に対する地域住民の理解や関心を深め、活動への一層の参加や活動を促進するために、広報活動、 啓発活動、その他財政面も含めた必要な支援を行うこと
- ・町内会の活性化に関する施策を行う際には、町内会の意見を勘案して行うこと
- ・施策、事業等の実施にあたり、町内会に協力を依頼する場合においては、関係する部署間の連携に努め、町内会の負担が過重にならないよう十分に配慮すること
- ・市職員は地域コミュニティの重要性を理解し、その活性化を推進する視点に立って、職務を遂行するものとすること

事業者の役割

- ・市内に事業所を有する事業者は、町内会活動への参加や協力に努めること
- ・住宅の建築や販売、賃貸や管理を行う事業者は、住宅の建築等を行うにあたり、入居しようとする者に対して、町内会への自発的な加入、または町内会の設立に資する情報を提供するよう努めること

Ⅳ 検討委員会からの意見等について

条例の検討過程で出された、町内会の活性化に資する加入促進や情報発信などの方策について取りまとめられており、市の施策を検討する際の参考として提出されている。